

計 画 年 度

令和4年度～令和12年度

奈良県における獣医療を提供する
体制の整備を図るための計画書

令和5年3月

奈 良 県

目 次

- 第 1 奈良県における獣医療を取り巻く情勢と獣医療の提供に関する基本方針
- 第 2 獣医療を提供する体制の整備が必要な地域
- 第 3 整備を行う診療施設の内容その他の診療施設の整備に関する目標
 - 1 診療施設及び主要な診療機器の整備の現状
 - (1) 診療施設の開設状況
 - (2) 主要な診療施設・診療機器等
 - 2 診療施設の整備に関する目標
 - (1) 家畜保健衛生所
 - (2) 農業共済組合家畜診療所
 - (3) 個人開業の診療施設
- 第 4 獣医師の確保に関する目標
 - 1 獣医師の確保目標
 - 2 獣医師の確保対策
 - (1) 新規獣医師確保に向けた取組
 - (2) 就業環境及び処遇の改善に向けた取組
- 第 5 相互の機能及び業務の連携を行う施設の内容及びその方針
 - 1 組織的な家畜防疫体制の確立
 - 2 診療施設・診療機器の効率的利用
 - 3 獣医療情報の提供
- 第 6 診療上必要な技術の研修の実施その他の獣医療に関する技術の向上に関する事項
 - 1 産業動物分野
 - 2 公務員分野
 - 3 小動物分野
 - 4 野生動物分野
 - 5 生涯研修等
- 第 7 その他獣医療を提供する体制の整備に関し必要な事項
 - 1 行政分野において適切に獣医療が提供できる体制の整備
 - 2 飼育者の衛生知識の啓発・普及等
 - (1) 産業動物分野
 - (2) 小動物分野及び野生動物分野
 - 3 広報活動の充実
 - 4 診療施設の整備
 - 5 その他

第1 奈良県における獣医療を取り巻く情勢と獣医療の提供に関する基本方針

本県における獣医療は、これまで飼育動物の診療、保健衛生指導等を通じて、畜産業の発展、動物の保健衛生の向上及び公衆衛生の向上に大きく貢献をしてきたが、近年の獣医療を取り巻く情勢には著しい変化がみられる。

産業動物分野においては、本県の畜産業が農業の基幹的部門へと成長を遂げている中で、1戸あたりの飼養規模の拡大に伴い、以前にも増して多様化・複雑化する家畜疾病の予防や農場の収益性向上につながる飼養管理技術の指導、さらには農場HACCPに係る指導等、幅広い獣医療の提供が求められている。さらに近年、国内外において、畜産業に甚大な被害を及ぼす高病原性鳥インフルエンザや豚熱等の家畜伝染病の発生が続いている。本県においても令和2年12月に高病原性鳥インフルエンザが、令和3年3月に豚熱が発生しており、家畜伝染病の発生予防及びまん延防止に対応する獣医師の養成、確保対策の推進が喫緊の課題となっている。

犬、猫、小鳥等の一般家庭において飼育される動物（以下、「小動物」という。）の分野においては、動物愛護に対する意識や生活の中における小動物の位置付けがますます向上し、飼育者の求める獣医療の内容は多様化・高度化しており、信頼のある獣医療を提供するための獣医師の養成が求められている。

奈良県の大切な観光資源である天然記念物「奈良のシカ」をはじめとする野生動物の分野においても、その保護と管理、傷病鳥獣への対応等、適切な獣医療の提供が求められている。

また、人や物の移動の拡大等グローバル化の進展等に伴う新興・再興感染症の侵入や発生リスク増大に対して、人、飼育動物、野生動物並びにこれらを包含する生態系の健康を一体的に維持するという「One Health」の考え方に基づいた学術研究や感染症予防・管理対策、家畜衛生・公衆衛生のニーズに対応した様々な取組が国際社会において協調して進められるなど、これらの取組を支える獣医師に対する社会的ニーズと果たすべき責任はますます高くなっている。

一方、近年、産業動物分野へ就業を希望する獣医系大学の学生が2割程度と少ないという国の調査結果が示すように、本県においても産業動物獣医師及び公務員獣医師の確保が課題となっている。

このような状況下において、「奈良県豊かな食と農の振興計画」（令和3年4月）、「奈良県酪農・肉用牛生産近代化計画」（令和3年11月）等を踏まえ、本県の獣医療が畜産業の健全な発展、食の安全・安心の確保、動物の保健衛生の向上及び公衆衛生の向上に貢献できるよう、獣医療法（平成4年法律第46号。以下「法」という。）第11条の規定に基づき、「奈良県における獣医療を提供する体制の整備を図るための計画」を策定し、獣医師の確保、獣医療関係機関の相互の連携を推進し、本県の総合的な獣医療の向上を図ることとする。

第2 獣医療を提供する体制の整備が必要な地域

本県における畜産の分布は下図のとおりであり、整備が必要な地域は、県下全域とする。

家畜保健衛生所の所管市町村

(家畜保健衛生所業務第一課管内)

奈良市、大和郡山市、天理市、桜井市、生駒市、宇陀市、山添村

平群町、三郷町、斑鳩町、安堵町、川西町、三宅町、田原本町、曾爾村、御杖村

(家畜保健衛生所業務第二課管内)

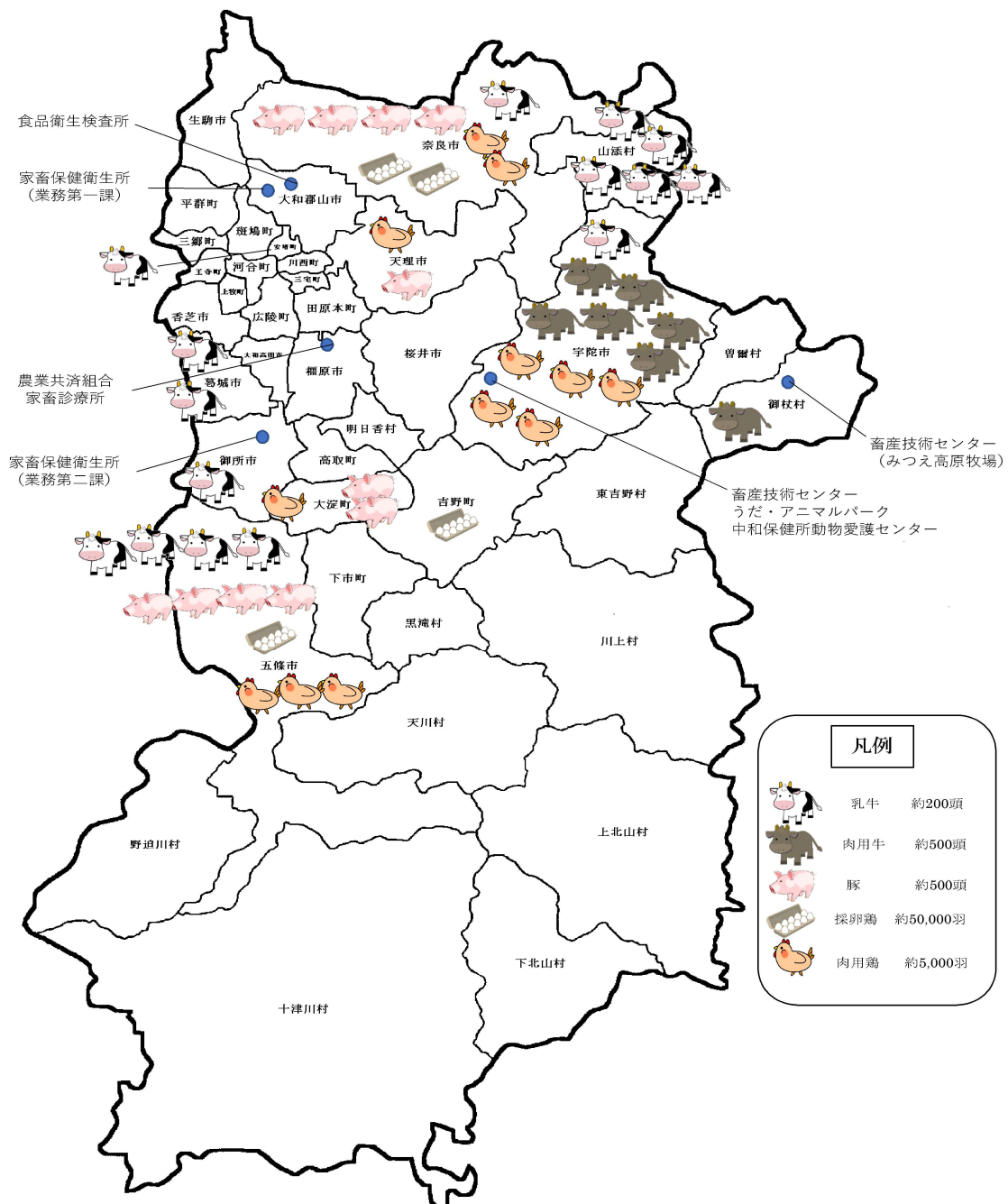
大和高田市、橿原市、五條市、御所市、香芝市、葛城市

高取町、明日香村、上牧町、王寺町、広陵町、河合町、吉野町、大淀町、下市町

黒滝村、天川村、野迫川村、十津川村、下北山村、上北山村、川上村、東吉野村

畜産の分布

※令和3年2月1日現在



第3 整備を行う診療施設の内容その他の診療施設の整備に関する目標

1 診療施設及び主要な診療機器の整備の現状

(1) 診療施設の開設状況

産業動物分野における開設主体別の診療施設数は次のとおりである。

開設主体別の診療施設数（令和3年12月現在 獣医療法第3条の届出）

地域	診療施設数	内容（開設主体の種類別内訳）								備考	
		県		市町村	農業協同組合	農業共済組合	法人その他の団体	獣医系大学	個人開設施設		その他
		うち家保									
県下全域	16	2	2			1	1		12		
合計	16	2	2			1	1		12		

注：開設主体には、獣医療法第7条第1項に規定する「往診診療者等」を含めるものとする。

(2) 主要な診療施設・診療機器等

産業動物診療施設の主要な施設及び診療機器の整備の状況は次のとおりである。

ア 診療施設の整備状況

(単位：室)

地域	開設主体の種類	施設											備考	
		診療室	手術室	検査室	解剖室	病性鑑定室				焼却施設	エックス線装置			入院施設
						細菌	ウイルス	病理	生化学		エックス線診療室有			
県下全域	県(家保)			3	2	1	2	1	2	1				
	農業共済組合			1										
	個人開設施設													
	合計			4	2	1	2	1	2	1				

注：「エックス線装置」を有し、「エックス線診療室」を有しない場合には、移動型及び携帯型エックス線装置等が該当する。

イ 主要な診療機器の整備状況

(単位：台)

地域	開設主体の種類	検体成分分析装置									備考
		血液生化学分析装置	血液電解質分析装置	高速液体クロマトグラフ	原子吸光分光光度計	その他の分光光度計	自動血球計算機	牛乳中体細胞測定装置	乳成分測定器(ミルコスカン)	血液ガス測定装置	
県下全域	県(家保)	1	1					1			
	農業共済組合	1						1	1		
	個人開設施設	1						1			
	合計	3	1					3	1		

(単位：台)

地域	開設主体の種類	生体画像診断機器								
		ファイ バース コーブ	エックス 線撮影装置	超音波 診断装置	心電心 音計	自動現 像装置	イメー ジイン テンシ ファイア	CT	PET	備考
県下 全域	県(家保)			1						
	農業共済組合			3	1					
	個人開設施設			2						
	合計			6	1					

(単位：台)

地域	開設主体の種類	免疫・DNA診断装置等										
		酵素 抗体 測 定 装 置	ELISA 用 プレートウ ォッシャー	蛍光 顕微 鏡	写真撮 影顕微 鏡撮影 装置	嫌気 性菌 培 養 装 置	PCR 装置	DNA シーケンサ	孵 卵 器	クリーン ベンチ	安全 キャビ ネット	備考
県下 全域	県(家保)	2	1	1	1		4		6		2	
	農業共済組合				1				1			
	個人開設施設								1			
	合計	2	1	1	2		4		8		2	

(単位：台)

地域	開設主体の種類	理化学的治療機器					受精卵移植関連機器		その他			備考
		レ ザ ー 装 置	ガ ス 麻 酔 機	人 工 呼 吸 器	自 動 点 滴 装 置	エックス 線装置 (撮影装置 を除く)	診療用の 放射線照射 装置 (エックス 線装置、 PETを 除く)	マイクロ マニユピ レター	プログラム フリーザー	オート クレーブ	ガス 滅菌器	
県下 全域	県(家保)								4		6	
	農業共済組合									1	1	
	個人開設施設										1	
	合計								4	1	8	

2 診療施設の整備に関する目標

各診療施設の機能に合わせ、診療及び診断技術の向上を図るとともに、疾病の予防、治療及び保健衛生指導から、集団衛生管理技術や獣医療関連の情報提供に至るまでの包括的な獣医療が提供できる体制を推進する。

(1) 家畜保健衛生所

家畜保健衛生所は、本県の家畜衛生に関する中枢的指導機関として、家畜伝染病や人獣共通感染症の発生予防とまん延防止、高病原性鳥インフルエンザや豚熱等の家畜伝染病の発生に対する危機管理対応、動物用医薬品等の適正使用の指導等により家畜及び畜産物の安全性確保を図り、畜産経営の安定に寄与するとともに安全・安心な県民生活を支えている。

家畜保健衛生所は、迅速かつ正確な病性鑑定が行えるよう、必要な検査施設や検査機器等を計画的に整備する。さらに、高病原性鳥インフルエンザや豚熱等の家畜伝染病の発生時には、迅速な防疫措置が必要であることから、防疫資材の備蓄を計画的に進め、危機管理体制の充実を図る。

現在、本県には家畜保健衛生所庁舎が2箇所（大和郡山市、御所市）あるが、いずれも設置後50年以上経過しており、その間、畜産農家の分布状況や飼養規模等の周辺環境も大きく変化している。これらの変化に対応し、家畜保健衛生所に求められる機能を十分に発揮できるよう、庁舎の移転や統廃合等、今後の家畜保健衛生所庁舎及び組織のあり方について検討を進める。

(2) 農業共済組合家畜診療所（以下、「共済家畜診療所」という。）

共済家畜診療所は、本県ほぼ全域で、家畜の死亡及び廃用による損失を補填し、疾病に罹患及び損傷を受けた家畜に対する診療業務を行っている。また、疾病発生を未然に防止して畜産経営を支援するため乳房炎防除対策等に取り組むとともに、新しい治療法の研究も行うなど、本県における基幹的診療施設として重要な役割を担っている。

共済家畜診療所は、疾病の診断・治療に必要な機器等の維持・整備に努める。

(3) 個人開業の診療施設

産業動物の個人開業診療施設については、過剰な設備投資とならないよう、家畜保健衛生所や共済家畜診療所等の獣医療関係機関と連携し、診療機器などの活用が図られるよう支援する。

第4 獣医師の確保に関する目標

小動物臨床分野においては、安定的に人材が確保されているが、産業動物分野や公務員分野においては、当該分野へ就業を希望する獣医学生が少ないため、恒常的な人材不足の状態が続いている。このため、本県において確保目標を定める獣医師は、産業動物獣医師及び公務員獣医師とする。

1 獣医師の確保目標

令和12年度を目標年度とする産業動物診療獣医師及び公務員獣医師の確保目標は、次のとおりである。

(単位:人)

奈良県	令和4年4月1日 現在の獣医師数 (A)	令和13年4月1日 における獣医師の 確保目標 (B)	令和12年度末まで に退職・廃業が想定 される獣医師数 (C)	令和12年度末の 推定獣医師数 (A-C) (D)	令和13年4月1日までに 確保すべき獣医師数 (B-D) (E)
産業動物診療獣医師	8 (2)	12	1	7	5
奈良県に勤務する獣医師	69 (35)	77	18	51	26
畜産分野	35 (17)	39	9	26	13
公衆衛生分野	34 (18)	38	9	25	13
合計	77 (37)	89	19	58	31

() は女性獣医師数

2 獣医師の確保対策

(1) 新規獣医師確保に向けた取組

- ① 獣医学生は参加型臨床実習やインターンシップを、就業先を選択する判断の一助としていることから、獣医学生が産業動物診療や家畜衛生・公衆衛生行政等の意義や魅力について知る機会を確保するため、共済家畜診療所や県機関(家畜保健衛生所、食品衛生検査所等)での職場体験及び研修を積極的に受け入れる。
- ② 県は、獣医系大学における就職説明会等へ積極的に参画し、本県における公務員獣医師の職場や業務内容の紹介、職員採用案内等の広報活動を行うとともに、公益社団法人日本獣医師会ホームページの人材募集情報に職員採用案内を掲載する。
- ③ 県は、国の「産業動物獣医師修学資金制度」を活用できるように体制の整備を進める。

(2) 就業環境及び処遇の改善に向けた取組

- ① 産業動物分野及び公務員分野において、女性獣医師の占める割合が高くなってきており、今後もこの傾向は続くものと想定されることから、女性獣医師が継続的に就業できる環境の整備を推進するとともに、男性及び女性獣医師ともに育児休業を取得しやすい環境を作る等、働き方改革に対応した職場環境の整備を進めるとともに、業務の質や量に応じた人員の確保に取り組む。
- ② 定年退職した獣医師や就業意欲のある未就業獣医師等の潜在的な人材を掘り起こし、様々な世代やライフステージの獣医師が活躍できる環境の整備を推進する。
- ③ 公務員獣医師については、本県への就業誘導を図るため、初任給調整手当の改善等賃金体系の改善、採用試験の複数回実施、採用試験受験に係る年齢制限の緩和等について検討を進める。

第5 相互の機能及び業務の連携を行う施設の内容及びその方針

産業動物に係る効率的な獣医療提供体制の整備を図るため、家畜保健衛生所が中心となり、共済家畜診療所や個人開業の診療所と連携し、それぞれの機能及び業務の強化を図るものとする。

1 組織的な家畜防疫体制の確立

家畜保健衛生所を地域の家畜防疫の拠点と位置付け、同所を核として、県組織のみならず、共済家畜診療所や個人開業の診療獣医師、一般社団法人奈良県畜産会（以下、「県畜産会」という。）、奈良県畜産農業協同組合連合会（以下、「畜連」という。）、畜産農家等との連携の下、家畜伝染病及び不明疾病に対するサーベイランス体制の強化を図る。

高病原性鳥インフルエンザや豚熱など、家畜伝染病の発生時に備えるため、家畜防疫員の確保のみならず、県の公衆衛生獣医師の家畜防疫活動への応援体制、民間の獣医師等との連携・応援体制及び市町村や関係諸機関との連携・応援体制を整備し、患畜等の殺処分・焼埋却・消毒などの防疫活動が迅速に実施されるよう、防疫演習及び研修等を定期的実施する。

2 診療施設・診療機器の効率的利用

産業動物の獣医療に関する診療の迅速化かつ的確化を推進するには、診療施設・診療機器の高度化を図ることが重要である。しかし、高度な診療機器をそれぞれの診療施設で整備することは過剰な設備投資につながるおそれがあるため、診療施設が有する機能及び業務の連携を促進する。そのため、共済家畜診療所や個人開業の診療獣医師との連携を強化し、家畜保健衛生所の診療機器や検査機器を効率的に利用することとする。

3 獣医療情報の提供

診療施設の相互の機能が円滑に発揮されるよう、産業動物の獣医療に関わる機関や団体が参加する研修会等を開催し、情報提供や共有を図ることとする。

家畜保健衛生所からは家畜伝染病、抗体検査などの衛生検査成績、薬剤耐性菌の浸潤状況調査結果等の情報を共有し、共済家畜診療所や個人開業の診療所からは臨床データ等の情報を提供する。そして、これらの情報共有を図るとともに、データベース化など相互に利用しやすい体制の整備を推進する。また、食品衛生検査結果等の情報を診療及び保健衛生指導等に活用するための仕組みを構築する。

第6 診療上必要な技術の研修の実施その他の獣医療に関する技術の向上に関する事項

1 産業動物分野

産業動物診療においても、獣医学の進展や診療機器の開発・普及等により、高度化、多様化していくことが見込まれる。

新規臨床獣医師に対しては、共済家畜診療所や家畜保健衛生所等を活用し、実践的な診療技術、獣医療、家畜衛生、公衆衛生等に関する関係法令、食の安全性確保に関する知識、飼養衛生管理指導技術等を習得するための機会を増やす。

一般診療だけでなく、集団管理衛生技術、農場経営、農場HACCP等、幅広い指導を行う管理獣医師の養成に関する研修の開催について、県は情報提供に努め、参加の促進を図る。

2 公務員分野

県は、獣医師職員が家畜衛生分野、公衆衛生分野等の行政に携わる上で必要な、畜産及び食品関連産業に係る内容を含めた基本的知識、病性鑑定技術、飼養衛生管理指導のための知識等を習得できるよう、講習会及び研修会への参加を促進する。特に、国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構動物衛生研究部門等において開催される家畜衛生講習会、技術研修会等を計画的に受講させ、新しい検査技術及び診断法の習得を図るとともに、伝達講習会を開催し、最新の獣医療等について普及に努める。

また、高病原性鳥インフルエンザや豚熱等の家畜伝染病の防疫措置を円滑に実施するため、現場での指揮役となる家畜防疫員の養成と、食と農の振興部局だけではなく、公衆衛生部局、市町村、関係機関及び民間獣医師等が一体となった組織的な防疫体制が確立できるよう、防疫演習を行う。

3 小動物分野

公益社団法人奈良県獣医師会(以下、「県獣医師会」という。)は、新規獣医師の実践的な診療技術の習得、飼育者とのコミュニケーション能力の向上、実務上求められる獣医療に関する法令や職業倫理等に対する理解の醸成を図る機会を増やす。

より専門性の高い獣医療技術の修得を目的として実施される技術研修会や学会等の開催状況について、獣医師への周知に努め、参加の促進を図る。

4 野生動物分野

県は傷病野生鳥獣救護事業により県獣医師会に対して野生動物救護活動への参加を促進し、傷病鳥獣を自然に復帰させる姿勢を県民に示すとともに、「One Health」の理念に基づく「保全医学の観点を踏まえた野生動物対策の在り方」の啓発・普及を図る。

県獣医師会は、野生動物の保護や管理を目的として実施される技術研修等の開催状況について、獣医師への周知に努め、参加の促進を図る。

5 生涯研修等

最新の獣医療技術や海外悪性伝染病、新興・再興感染症等に関する知識・技術を、獣医師が適時適切に取り入れることが社会的ニーズに対応した獣医療の提供につながる。そのため、国や獣医師会等が開催する研修会等への参加や関連する教材等の利用の促進を図る。

また、離職・休職中の獣医師を対象とした技術研修への参加の促進を図る。

第7 その他獣医療を提供する体制の整備に関し必要な事項

1 行政分野において適切に獣医療が提供できる体制の整備

産業動物臨床や家畜衛生行政に加え、公衆衛生行政や動物愛護管理行政、さらには野生動物管理等の自然環境保全や小動物臨床も勘案し、本県の獣医療の状況を十分に把握する。また、獣医療に関する相談窓口を明確化するとともに、獣医療に対する監視指導体制の整備に務める。

2 飼育者の衛生知識の啓発・普及等

(1) 産業動物分野

家畜飼養者に対し、家畜保健衛生所が中心となり、共済家畜診療所、県畜産会、畜連等と連携し、家畜伝染病予防法に基づく飼養衛生管理基準の遵守、農場HACCPや食品の安全性の確保に関する知識等の啓発・普及を図り、レベルの高い畜産経営を推進する。

(2) 小動物分野及び野生動物分野

動物の愛護や適正な飼養に関する意識の向上に伴う飼育責任への認識が広がる中、獣医師だけでなく、愛玩動物看護師と連携し、チーム獣医療の提供体制の整備を図る。小動物の飼育者に対しては、県及び奈良市の獣疫・動物愛護担当機関、県獣医師会等が連携し、飼育動物の健康管理のための衛生知識や動物愛護思想の啓発・普及を促進するとともに、人獣共通感染症の予防に関する情報の提供等を行う。

また、県獣医師会は、学校飼育動物の保健衛生指導活動や野生動物の保護・救済活動を支援し、飼育動物や野生動物に対する県民の理解の醸成を促進する。

3 広報活動の充実

県や県獣医師会等のホームページ内容の充実により、家畜衛生情報や獣医療に関する広報活動を強化し、獣医療の果たす役割についての県民の理解の醸成や飼育者に対する衛生知識の啓発・普及に努める。

4 診療施設の整備

本計画及び診療施設整備計画に基づき、産業動物診療施設の整備を推進する場合には、法第15条の規定に基づき、株式会社日本政策金融公庫が実施する農林漁業施設資金の融資が適切に活用されるよう支援を行う。

5 その他

獣医療の安定的な提供体制を実現するため、取組状況や達成状況の把握に努め、必要な場合は計画の見直しを検討する。